# 治療用装具を購入した場合の子ども医療費助成について

病院などで治療のため、医師の指示に基づいて装具を作成した場合、健康保険適用の範囲内が助成の 対象となります。ただし、全額助成ではなく、健康保険の払い戻し分を差し引いた額を助成します。

## 対 象 者

○子ども医療の対象者(0歳~高校生相当まで)

### 助成対象

- ○弱視用メガネ等
- ○コルセット
- ○インソール (足底装具)
- ○義手、義足 など



### 申請までの流れ

1	病院にて、治療用装具が必要と診断される。
	※医師の <b>意見書(医証、指示書</b> )を病院から受け取る。
2	業者にて治療用装具を作成する。
	※一度、全額実費負担が必要
	※治療用装具の見積書、請求書、 <b>領収書</b> を受け取る
3	①加入している健康保険組合に、療養費の請求(保険診療分の払い戻し)をする。
	②後日、健康保険組合から <b>支給決定通知書</b> が届く。
	※意見書(医証、指示書)、装具の領収書は <b>コピーを残しておく</b>
4	国東保健センターまたは各総合支所に、下記「申請に必要な書類等」を持参し、子ども医療
	費の助成申請を行う。

<sup>※</sup>申請期限は医療機関の診療を受けた月の翌月から起算して1年以内です。

### 申請に必要な書類等

	①医師の意見書(医証、指示書) [コピー]
	②治療用装具の領収書 [コピー]
持参物	③健康保険組合の支給決定通知書 [原本]
	④子ども医療費受給者証
	⑤保護者名義の通帳(子ども医療費助成金振込先)
申請書	子ども医療費助成金交付申請書(各申請場所の窓口または市ホームページからダウンロ
甲萌青	— F*)
由建坦武	○国東保健センター ☎0978-73-2450 ○国見総合支所 ☎0978-82-1112
申請場所	○武蔵保健福祉センター☎0978-68-1184 ○安岐総合支所 ☎0978-67-1111